

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年7月9日

【届出者の氏名又は名称】 J. フロント リテイリング株式会社

【届出者の住所又は所在地】 東京都中央区銀座六丁目10番1号

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲二丁目1番1号

【電話番号】 03-6895-0179

【事務連絡者氏名】 執行役員 業務統括部財務部長 小澤 雅

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません

【代理人の住所又は所在地】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 J. フロント リテイリング株式会社
(東京都中央区八重洲二丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、J. フロント リテイリング株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社パルコをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

- (注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934) 第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務諸表が米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。また、公開買付け者及び対象者は米国外で設立された会社であり、その役員が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、これらの会社及びその子会社・関連会社に対し米国の裁判所の判決に従わせることは困難な場合があります。
- (注10) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注11) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933) 第27 A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934) 第21 E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付け者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付け者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付け者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注12) 公開買付け者及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付け代理人(それらの関連会社を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の証券取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934) 規則14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったフィナンシャル・アドバイザー又は公開買付け代理人の英語ホームページ(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社パルコ

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）27,400,000株（対象者が平成24年5月28日に提出した第73期有価証券報告書に記載された平成24年2月29日現在の対象者の発行済株式総数（82,475,677株）に占める割合（以下「所有割合」といいます。）33.22%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じ。）。なお、後記本転換後所有割合27.00%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、この度、平成24年7月5日開催の取締役会において、当社による対象者の連結子会社化を目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

当社は、本公開買付けにあたり、株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」といいます。）との間で、平成24年7月5日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、(i)DBJが、その所有している株式会社パルコ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（同日現在における新株予約権の数150個、同日現在における新株予約権の目的となる株式の数18,987,300株（後記本転換後所有割合18.71%）。以下「本新株予約権付社債」といいます。）に付された新株予約権を、平成24年8月1日（但し、DBJが当該新株予約権を行使する前に公開買付期間が延長された場合には、当該延長後の公開買付期間の最終日（同日を含みません。）から13営業日前にあたる日）までに全て行使すること（以下「本転換」といいます。）、及び(ii)本転換により発行又は交付された株式18,987,300株を全て本公開買付けに応募することを合意しております。当社が所有する対象者株式27,400,000株が、本転換後の対象者の発行済株式総数（101,462,977株）に占める割合（以下「本転換後所有割合」といいます。）は27.00%となります。

本書提出日現在、対象者株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場しておりますが、当社は、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持しながら資本関係をできる限り強化する方針であることから、買付予定数の上限を38,522,600株（本転換後所有割合37.97%。なお、本公開買付けにより当該38,522,600株の買付け等を行った後に当社が所有することとなる対象者株式（65,922,600株）の本転換後所有割合は64.97%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の上限（38,522,600株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（38,522,600株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

また、本公開買付けに際し、当社及び対象者は、平成24年7月5日付で、それぞれの店舗基盤、顧客基盤、資産、経営資源及びノウハウ等を相互に有効活用することで、互いの企業価値の向上を実現することを目的として、本公開買付けが成立し、対象者が当社の連結子会社に該当することとなることを前提とする、資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しております（その概要については、後記「（3）本資本業務提携契約」をご参照ください。）。

なお、対象者が平成24年7月5日に公表した「J.フロント リテイリング株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び同社との資本業務提携契約の締結のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、対象者のビジョン、経営方針及び事業を取り巻く環境を総合的に勘案すると、当社との資本業務提携を通じた関係強化は対象者の経営戦略とも合致するものであり、加えて、対象者が安定的な資本関係の下で企業革新に邁進できる環境が整うことは、あらゆるステークホルダーの皆様のご期待に沿うものでもあることから、対象者における持続的な企業価値・株主価値の向上のためには、当社との資本業務提携を通じて、対象者が当社と共に大都市におけるNO.1付加価値提案型商業グループとして、さらなる発展を目指していくことが対象者にとっての最善の選択であるとの認識に至ったとのことです。

対象者は、以上のような対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）並びに対象者における独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所からの助言等を踏まえたうえで、平成24年7月5日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件、当社との資本業務提携による当社グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、本資本業務提携契約の締結を決議するとともに、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。なお、本公開買付けは対象者の株式の上場廃止を企図したのではなく、現時点において、本公開買付け後も対象者の株式の上場が維持される見込みですので、対象者取締役会は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より取得した株式価値算定書に照らせば、買付価格は妥当と考えられるものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議したとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する上記の意見については、平成24年7月5日開催の取締役会において、対象者の取締役全12名（うち10名は社外取締役）のうち、一身上の都合で欠席した1名及び下記の理由により本公開買付けに関する審議及び決議に参加していない2名を除く取締役9名の全員一致により決議したとのことです。なお、対象者取締役のうち、塚田博人氏は、当社の取締役兼執行役員を、小林泰行氏は、当社の子会社の取締役兼執行役員を兼務していることから、本公開買付け及び本資本業務提携契約に関する取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、上記の賛同決議を含む本公開買付けに関する全ての決議及び本資本業務提携契約の締結に関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議・交渉に参加していないとのことです。

(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針

当社は、株式会社大丸と株式会社松坂屋ホールディングスが経営統合し、平成19年9月3日に設立された持株会社です。当社グループは、現在、当社、連結子会社23社、非連結子会社5社、持分法適用関連会社7社及び非持分法適用関連会社1社で構成され、「百貨店事業を核とした、質・量ともに日本を代表する小売業界のリーディングカンパニーの地位確立」をグループビジョンに掲げ、百貨店事業を中心としてスーパーマーケット事業、卸売事業、クレジット事業、通信販売業、不動産賃貸業・駐車場事業及びリース業、建装工事請負業及び家具製造販売業、雑貨小売業などの事業を展開しております。

当社グループは、現在、将来にわたるグループの成長・発展に向け、「百貨店事業の競争力向上」と「グループ全体の成長力強化」に取り組んでおります。

百貨店事業におきましては、従来の百貨店ビジネスモデルではこの激変の時代を生き抜けないとの認識のもと、業態革新を目指す「新百貨店モデル」を通じて、従来の百貨店の枠にとらわれない、マーケット変化に即応した幅広いお客様に支持される魅力的な新しい店づくりを進めるとともに、高効率で生産性の高い店舗運営体制の構築に取り組んでおります。

また、グループ全体の成長力強化に向けては、中核事業である百貨店を軸に、シナジー効果のある事業領域を広げ、複数の事業を展開するマルチリテラーとしての発展を目指しており、平成23年3月には雑貨小売業「プラザ」などを展開する株式会社スタイリングライフ・ホールディングスを持分法適用関連会社化いたしました。また、海外市場における事業展開の拡大に向け、株式会社スタイリングライフ・ホールディングスと共同で、同社の「プラザ」事業をアジア地域において進めることとし、まずは平成25年春に台湾での1号店出店を目指すほか、中国での百貨店事業展開に向け、上海市黄浦区での本格的な高級百貨店の運営に関する事業提携について、平成24年5月に中国現地企業と基本合意いたしました。また関連事業分野においても、卸売事業や建装事業において、海外をマーケットと捉えた事業展開に積極的に取り組んでおります。

加えて、あらゆる経費構造の見直しやグループレベルでの組織・要員構造の改革など、人的生産性や経営効率の向上にグループをあげて取り組んでおります。

一方、対象者グループは、対象者、子会社6社、関連会社1社で構成されており、首都圏をはじめ、名古屋、札幌、福岡などの全国主要都市を中心に商業施設「PARCO」を展開するショッピングセンター事業を中核事業とし、専門店事業、総合空間事業などの事業を営んでおり、先進的かつ文化性にあふれた都市型商業施設の運営・開発において優れた事業ノウハウを有しております。

対象者グループは、現在、中期経営計画の下、心豊かな生活提案をする「都市のライフスタイルプロデューサー」を新たなビジョンに掲げ、「既存店舗の業態革新」、「国内、海外への都市型商業施設の拡大」及び「関連事業、新規事業の展開加速」を進めております。

「既存店舗の業態革新」につきましては、既存のバルコ店舗を商圈特性に応じて「都心型店舗」と「コミュニティ型店舗」の2業態にグルーピングし、それぞれのターゲット客層に向けて商品構成や運営手法を最適化するなど、強固な収益基盤構築に取り組んでおります。「国内、海外への都市型商業施設の拡大」につきましては、国内開発における新たな事業モデルとして、都心型中低層商業施設の開発事業である「ZERO GATE（ゼロゲート）事業」を進めるとともに、海外事業では、中国での今後の事業展開に向け、複数の現地企業との取り組みを進めております。さらに、「関連事業、新規事業の展開加速」につきましては、専門店事業の新規出店を継続すると共に、EC（イーコマース）（注）事業における新たな取り組みを推進しております。

（注）EC（イーコマース）とは、電子商取引の略称であり、インターネットなどのネットワークを利用して、契約や決済などを行う取引形態をいいます。

しかしながら、消費を取り巻く環境は、先行き不透明な経済情勢に加えて、少子高齢化や生産年齢人口減少等による市場の縮小、消費回復の足かせとなっている社会保障の先行き不安、更には消費増税の問題など、極めて厳しい状況が続いております。加えて、流通業界では、業際を超えた競合がますます激化しており、当社グループ及び対象者グループを取り巻く環境はさらに厳しさを増しております。当社グループとしては、かかる環境の中、百貨店事業の競争力向上とグループ全体での成長分野への取り組みを一層強化するとともに、生産性や経営効率の更なる向上を推進することが急務と考えております。

また、対象者グループとしても、既存店舗の業態革新に継続して取り組むとともに、新たな事業モデルであるZERO GATE事業及び海外事業の推進や、関連事業及び新規事業の展開を加速させることが重要と考えております。

このような中、当社は、両社の店舗基盤、顧客基盤などを相互に有効活用することで、互いの企業価値向上が実現できると考え、平成24年3月に森トラスト株式会社（以下「森トラスト」といいます。）から市場外取引により対象者株式27,400,000株（所有割合33.22%）を取得しました。

これ以降、当社及び対象者は、両社の連携を深め事業シナジーを創出するための協議を重ね、その結果、具体的な店舗の共同開発、ストアオペレーション面での連携、関連事業における協業機会の拡大など、幅広い分野での提携検討に至り、さらに、南館建て替えを計画している当社の松坂屋上野店においては、対象者と共同での店舗開発及び対象者業態の出店も検討するに至っております。

このような提携検討の中で、当社及び対象者においては、両社の店舗基盤、顧客基盤などの相互の有効活用を超えたさらなる提携効果が見込まれるのではないかと考えが生まれてきたことから、平成24年6月以降、両社のより一層の企業価値の向上に資するための施策についても、具体的な協議・検討を開始いたしました。

当社及び対象者においては、今後も、他の共同店舗開発をはじめ、様々な分野で事業シナジーを追求することが想定される中、両社の事業提携をより深化させ、企業価値のより一層の向上を図るためには、当社の百貨店としてこれまで培ってきた様々な運営ノウハウ及び対象者の都市型商業施設の開発・運営ノウハウのみならず、当社の都心に所有する店舗不動産など、両社の事業の根幹を成す資産や経営資源、ノウハウなどを相互に提供・活用することが必要となるところ、現状の資本関係のままでは、相互にその事業の根幹を成す資産や経営資源、ノウハウなどを提供することには一定の制約があり、同一グループとなり、より強固な資本関係のもとで協力して双方の事業を進めることが、両社の経営資源の円滑な相互活用につながるとの判断に至りました。

なお、当社及び対象者は、より一層の企業価値向上に資するための具体的な施策として、以下のような施策が考えられると判断しております。

都心立地の都市型小売事業グループとしての事業基盤の強化

首都圏及び全国の主要政令指定都市（札幌、仙台、さいたま、千葉、静岡、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、熊本）の都心部に大型店舗を構える都市型小売事業のグループとして、国内におけるより強固な店舗基盤を構築することができます。

両社のノウハウ提供・活用を通じた店舗の共同開発による商業施設としての競争力の強化

同一の連結グループとなることで、両社が都心に所有している自社店舗などの資産を相互に提供・活用した開発を進めることができるようになります。加えて、両社のノウハウを活用した、より一体化した開発計画を進めることで、商業施設としてより一層の魅力化を図ることが可能となります。また、都市型小売事業グループとしての国内での認識を背景に、海外での出店・共同開発機会の拡大も図れるものと考えております。

対象者のショッピングセンター運営ノウハウ導入による当社百貨店事業の改革加速

対象者のショッピングセンター事業の根幹を成すテナント運営・管理や発掘・育成のノウハウを当社百貨店事業に導入することで、現在当社が取り組んでいる新百貨店モデルを通じた業態革新を加速し、当社百貨店事業の競争力の抜本的向上を図ることができます。

相互の顧客基盤を活用した営業力強化

当社と対象者は顧客層のグレードやテイストは類似しているものの、当社は中高年齢層、対象者は若年層と、それぞれ得意とする年齢層が異なっております。今後、同一の連結グループとして全店規模での共同プロモーションの展開が可能になりますが、その際には、同一の都市型小売事業グループとしてお客様の認識が高まることで、より高い販促効果が期待できます。

関連事業における協業機会の拡大

同一の連結グループとなることで、当社と対象者の関連事業における協業機会が拡大します。具体的には、対象者専門店事業の当社店舗への出店機会拡大に加えて、空間形成事業、ビルマネジメント事業、また対象者において事業展開のない人材派遣事業などにおいて、グループ内取引の拡大を図る観点から、両社グループ各社の協業機会の拡大を図ることができます。

以上のように、両社は、当社及び対象者の提携を強化し、双方がお互いの事業の根幹を成す資産や経営資源、ノウハウなどを相互に提供・活用することにより企業価値のより一層の向上を図るために、対象者が当社の連結子会社となることが望ましいとの判断に至ったことから、当社は、平成24年7月5日に、当社が対象者を連結子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することといたしました。

本公開買付け後の経営方針については、本公開買付けの成立後も、対象者グループには、心豊かな生活提案をする「都市のライフスタイルプロデューサー」のビジョンの下、「既存店舗の業態革新」、「国内、海外への都市型商業施設の拡大」、「関連事業、新規事業の展開加速」の各事業戦略を引き続き推進していただくとともに、当社との連携をさらに深めていき、両社の企業価値向上に資する協業を推進していただくことを想定しております。

また、当社は、本公開買付けの成立後、平成25年5月に開催予定の対象者の第74期定時株主総会以降、対象者の取締役会の過半数となる最小限の数の対象者の取締役を当社より指名する予定です。但し、対象者の取締役の半数以上は、独立社外取締役とし、独立社外取締役以外の取締役のうち、当社が指名する取締役と対象者出身者である取締役は同数とすることを予定しております。

なお、対象者が今後も継続発展していくためには、対象者独自の文化、経営の自主性等を保っていくことが非常に重要であると認識しております。対象者は、これまで経営の自主性を重んじながら、コーポレートガバナンスの強化にも取り組んでおり、経営における監督機能の強化と執行機能の分離を明確化し、透明性の高いコーポレートガバナンス体制を構築することを目的として、平成15年5月に委員会設置会社へ移行し、さらに、経営に対する客観性を担保すべく取締役会構成員の半数以上を独立役員（社外取締役）としておりますが、本公開買付けの成立後においても、対象者には、本資本業務提携契約が有効である限り、かかる委員会設置会社体制を継続していただく予定です。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意等

本応募契約

当社は、本公開買付けにあたり、DBJとの間で、平成24年7月5日付で本応募契約を締結し、(i)DBJが、平成24年8月1日(但し、DBJが本転換を行う前に公開買付期間が延長された場合には、当該延長後の公開買付期間の最終日(同日を含みません。))から13営業日前にあたる日)までに、その所有している本新株予約権付社債の本転換を行うこと、及び(ii)本転換により発行又は交付された株式18,987,300株(本転換後所有割合18.71%)を全て本公開買付けに応募すること(以下「本応募」といいます。)を合意しております。

その他、本応募契約の概要は以下のとおりです。

(a) DBJの義務の履行の前提条件等

DBJの上記(ii)の義務の履行は、本応募を行う日において、法その他適用ある法令に従い、本公開買付けの開始に必要な全ての手続がとられており、本公開買付けが本応募契約の規定に従って開始されていること、

対象者の取締役会による本公開買付けに賛同する旨の意見表明がなされており、かつ、かかる意見表明が撤回又は変更されていないこと、並びに 当社について、本応募契約に定める本応募契約締結日における表明及び保証(注)又は本応募契約に定める義務(下記(d)をご参照下さい。)の重大な違反が存在しないことが全て充足されたことを前提条件としています。但し、DBJはその任意の裁量により、上記の前提条件のいずれをも放棄することができるとされておりますので、DBJは、上記の前提条件を充足しない場合も本公開買付けに応募することができます。なお、本応募後、公開買付期間中に上記の条件のいずれかが充足されないことが明らかとなった場合には、DBJは本応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除することができます。また、DBJが下記(b)に違反した場合を除き、公開買付期間の末日までの間に、当社以外の者による対象者の株式を対象とする公開買付けその他対象者の株式の買付けに係る法的拘束力のある申出等がなされた場合等で、本応募がDBJの取締役の善管注意義務に違反するおそれがあるものと客観的かつ合理的に判断される場合は、DBJは、かかる第三者の申出等を当社に対して通知し、DBJ及び当社は、本公開買付けの条件の変更等を含めて対応について協議するものとし、当該通知後10営業日以内(ただし公開買付期間の末日の前営業日を協議の最終期日とします。)に協議が調わない場合には、DBJは本公開買付けに応募せず、又は本応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除することができるとされています。

(b) DBJの誓約事項

DBJは、本応募契約締結日以降本公開買付けが終了するまでの間、直接又は間接に、当社以外の第三者との間で、対象者の株式及び/又は新株予約権付社債を対象とする公開買付けの実施その他の本公開買付けと競合・矛盾・抵触し又はそのおそれのある行為に関する提案、勧誘、情報提供、協議等を一切行わないものとされています。

(c) DBJによる本応募契約の解除

DBJは、上記(a)記載の前提条件が充足しないことが明らかになった場合、当社による表明及び保証(注)の重大な違反が判明した場合、当社が本応募契約上の重要な義務(下記(d)をご参照下さい。)に違反した場合、又は当社が適用法令に従い本公開買付けを撤回した場合、本公開買付けを開始しないことを決定した場合若しくは平成24年7月末日までに本公開買付けを開始しなかった場合には、当社に対する書面による通知により、本応募契約を直ちに解除することができるものとされています。なお、本応募契約の解除(上記に基づく解除を除きます。)にかかわらず、上記(i)のDBJの義務は、なお効力を有するものとし、DBJは、本応募契約の解除にかかわらず、上記(i)のDBJの義務に基づき本転換を行うものとされています。

(d) その他

上記の他、当社及びDBJは、秘密保持義務、契約上の地位又は権利義務の譲渡等の禁止等の義務を負っています。

(注) 本応募契約において、当社は、本応募契約締結日及び本公開買付けの決済開始日において、当社の適法・有効な設立及び存続、本応募契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに必要な手続の履践、本応募契約の法的拘束力、本応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得・法令等上の手続の履践、本応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、本公開買付けにおける買付け等に要する資金の支払に足る十分な資金調達、並びに対象者株式につき直ちに転売する予定の不存在を表明及び保証しております。

本資本業務提携契約

当社及び対象者は、平成24年7月5日付で本資本業務提携契約を締結しています。

本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

(a) 目的

当社及び対象者は、共に高質で付加価値の高い小売ビジネスを志向する両社が、それぞれの店舗基盤、顧客基盤を相互に有効活用することで、両社の企業価値の向上を実現するために、本公開買付けが成立し、対象者が当社の連結子会社に該当することとなることを前提として、本資本業務提携契約の各条項に合意する。当社は、当該資本業務提携に際しては、対象者の企業価値創造の源泉が対象者の経営における自主性とこれに裏付けられた対象者の役員及び従業員の自主性及び創造性にあることを理解し、対象者の経営における自主性を尊重するものとする。

(b) 資本提携及び業務提携の内容

対象者は、本公開買付けに対し賛同する旨の意見を決議の上、当該賛同意見を公表する(同日付での適時開示による公表のほか、意見表明報告書の提出を含む。)ものとし、これを撤回又は変更しない。但し、これを撤回又は変更しないことが対象者の取締役の取締役としての義務に違反する場合はこの限りではない。

当社及び対象者は、以下に掲げる事項に関する両社間の提携・協力の詳細(具体的内容・条件・時期等)について、誠実に協議のうえ、以下に掲げる事項の実現・遂行に向けて誠実に取り組むものとする。

- ・ 小売事業グループとしての事業基盤の強化
- ・ 両社のノウハウ提供・活用を通じた商業施設としての競争力の強化
- ・ 相互の顧客基盤を活用した営業力強化
- ・ 関連事業における協業機会の拡大
- ・ その他両社が合意する事項

(c) 対象者株式の買増しの禁止等

- ・ 当社は、本公開買付けの完了後、対象者の同意なく対象者の株式を買い増してはならない。
- ・ 当社は、本資本業務提携契約の有効期間中、対象者の株式の上場が維持されるよう可能な限り努力する。
- ・ 当社が対象者の株式を処分する場合には、その時期、方法及び相手方について予め対象者の同意を得なければならない。

(d) 対象者の経営体制

- ・ 当社は、対象者の委員会設置会社によるガバナンス体制を維持するものとする。
- ・ 対象者の取締役会の構成について、取締役の半数以上は、独立社外取締役とし、当社より指名する取締役を対象者の取締役会の過半数となる最小限の数とする。独立社外取締役以外の取締役のうち、当社が指名する取締役と対象者出身者である取締役は同数とする。
- ・ 委員会
対象者の指名委員会及び報酬委員会の委員は、その過半数を独立社外取締役とし、対象者代表執行役社長を兼務する取締役を含むものとする。
- ・ 対象者の執行体制
代表執行役は対象者出身者である取締役とする。当社は、対象者の組織・執行体制については対象者の判断を尊重する。
- ・ 適用時期
上記の経営体制は、平成25年5月に開催予定の第74期定時株主総会から適用されるものとし、当社及び対象者は、それまでの間、本資本業務提携契約締結日時点の経営体制を積極的に変更しないものとする。

(e) 対象者ブランドの維持

当社は、対象者ブランド（グループ保有分を含む。以下同じ。）の価値を認め、対象者ブランドを維持し、これを変更しない。当社は、対象者ブランドの管理及び使用については対象者の経営判断に委ねる。

(f) 人員交流

当社及び対象者の間で行われる人員交流は、双方協議のうえ合意に基づき行うものとする。

(g) 雇用体系

当社は、対象者における本資本業務提携契約締結日時点の雇用関係、雇用条件及び雇用慣行を尊重する。

(h) 対象者の独自判断事項等

- ・ 対象者は、M&A、資産の取得・処分、開発等のうち東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき適時開示義務を負うものを行う場合、又は対象者の株式、新株予約権等、希薄化を伴う資本政策を実行する場合は、事前に当社の承諾を得ることを要する。

- ・対象者は、M&A、資産の取得・処分、開発等のうち1件当たり、10億円以上の支出、若しくは収入を伴うもの、10億円以上の資産の取得若しくは処分、又はその他対象者の税金等調整前当期純利益に5億円以上の影響をもたらす行為を実行する場合は、当社に事前に報告し、当社から要求があった場合は当社と協議を行うものとする。
- ・当社は、対象者の顧客政策及び営業政策を尊重する。
- ・当社は、対象者の既存の取引関係、提携関係を尊重する。
- ・当社と対象者の間で行われる取引については、独立当事者間の取引条件と同等の取引条件に基づいて行われることを確保するものとする。

(i) その他

上記の他、当社及び対象者は、秘密保持義務、契約上の地位又は権利義務の処分の禁止等の義務を負う。

(j) 本資本業務提携契約の有効期間

本資本業務提携契約の有効期間は、対象者が当社の連結子会社に該当することとなることを停止条件として、本公開買付けの決済日に開始し（但し、上記(b)、(h)及び(i)の有効期間は、本資本業務提携契約締結をもって同締結時点から開始し）、本公開買付けの決済日から5年間（以下「本資本業務提携契約期間」という。）継続する。その後については当社及び対象者で誠実に協議するものとする。上記にかかわらず、上記(e)に定める当社の義務は、本資本業務提携契約期間終了後も、当該合意が解除されるまでの間、存続する。

本資本業務提携契約は、下記の事由のいずれかが生じた場合に終了する。

- ・当社及び対象者が契約の解除に合意したとき
- ・当社又は対象者が本資本業務提携契約の定めいずれかに違反し、相手方当事者が30日前の通知をしたにもかかわらず、当該違反が是正されないまま30日を経過したとき
- ・対象者が当社の連結子会社に該当しなくなったとき

また、本資本業務提携契約の有効期間中、対象者の平成24年2月期の業績及び配当水準と比較して、対象者の業績又は配当水準の大幅な悪化が生じた場合（但し、天変地異、政争、テロ、経済状況又は小売業界全体の業績の悪化その他対象者の支配の及ばない事由による場合を除く。）には、当社及び対象者は、本資本業務提携契約の内容及び期間について誠実に協議する（但し、その期間は30日を超えないものとする。）。当該協議を経た後で、対象者の業績又は配当水準が平成24年2月期の業績又は配当水準と同じ水準までの改善が見込まれないと当社が合理的に判断した場合には、当社は、本資本業務提携契約を終了させることができる。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

平成24年7月5日現在において対象者は当社の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、当社及び対象者は、当社が対象者株式27,400,000株(所有割合33.22%)を所有して対象者を持分法適用関連会社としており、対象者に対して社外取締役2名を派遣しているという状況を考慮し、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成24年7月5日に対象者の株式価値に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を取得いたしました。なお、当社は野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法 : 776円~822円

類似会社比較法 : 623円~861円

DCF法 : 732円~1,226円

市場株価平均法では、平成24年7月3日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値822円、直近1週間の終値単純平均値797円(小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じ。)、直近1ヶ月間の終値単純平均値779円、直近3ヶ月間の終値単純平均値776円及び当社が森トラストから対象者株式を取得することを公表した2012年2月24日から基準日までの期間の終値単純平均値783円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、776円から822円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、623円から861円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、732円から1,226円までと分析しております。

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果を参考として、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、平成24年7月5日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり1,100円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり1,100円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成24年7月4日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値972円に対して13.17%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成24年7月4日までの直近1週間の終値単純平均値835円に対して31.74%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成24年7月4日までの直近1ヶ月の終値単純平均値788円に対して39.59%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成24年7月4日までの直近3ヶ月の終値単純平均値778円に対して41.39%（小数点以下第三位を四捨五入）及び平成24年7月4日までの直近6ヶ月の終値単純平均値736円に対して49.46%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。また、本書提出日の前営業日である平成24年7月6日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値971円に対して13.29%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の適正性を判断するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼したとのことです（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社及び対象者の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しないとのことです。）。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、対象者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成24年7月4日に株式価値算定書を取得したとのことです（なお、対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。）。

上記各手法において分析された対象者の株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析 776円から783円

類似会社比較分析 543円から981円

DCF分析 864円から1,207円

市場株価分析では、平成24年7月3日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の株式の直近1ヶ月の普通取引終値の単純平均値(779円)、直近3ヶ月の普通取引終値の単純平均値(776円)、及び当社が対象者の株式33.2%を森トラストから取得し、持分法適用関連会社化することを公表した平成24年2月24日以降の普通取引終値の単純平均値(783円)を基に、対象者の株式1株当たりの価値の範囲を776円から783円までと分析しているとのことです。

類似会社比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者の株式1株当たりの価値の範囲を543円から981円までと分析しているとのことです。

DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の株式1株当たりの価値の範囲を864円から1,207円までと分析しているとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法・過程について、法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見については、平成24年7月5日開催の取締役会において、対象者の取締役全12名(うち10名は社外取締役)のうち、一身上の都合で欠席した1名及び下記の理由により本公開買付けに関する審議及び決議に参加していない2名を除く取締役9名の全員一致により決議したとのことです。なお、対象者取締役のうち、塚田博人氏は、当社の取締役兼執行役員を、小林泰行氏は、当社の子会社の取締役兼執行役員を兼務していることから、本公開買付け及び本資本業務提携契約に関する取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、上記の賛同決議を含む本公開買付けに関する全ての決議及び本資本業務提携契約の締結に関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議・交渉に参加していないとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者のビジョン、経営方針及び事業を取り巻く環境を総合的に勘案すると、当社との資本業務提携を通じた関係強化は対象者の経営戦略とも合致するものであり、加えて、対象者が安定的な資本関係の下で企業革新に邁進できる環境が整うことは、あらゆるステークホルダーの皆様のご期待に沿うものでもあることから、対象者における持続的な企業価値・株主価値の向上のためには、当社との資本業務提携を通じて、対象者が当社と共に大都市におけるNO.1付加価値提案型商業グループとして、さらなる発展を目指していくことが対象者にとっての最善の選択であるとの認識に至ったとのことです。

対象者は、以上のような対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の株式価値算定書、長島・大野・常松法律事務所からの法的助言、その他の関連資料を踏まえたうえで、平成24年7月5日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件、当社との資本業務提携による当社グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、本資本業務提携契約の締結を決議するとともに、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。なお、本公開買付けは対象者の株式の上場廃止を企図したのではなく、現時点において、本公開買付け後も対象者の株式の上場が維持される見込みですので、対象者取締役会は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より取得した株式価値算定書に照らせば、買付価格は妥当と考えられるものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議したとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって公正性を担保しております。

また、当社と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(5) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、現時点で、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは予定しておりません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

本書提出日現在、対象者の株式は東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではなく、当社は38,522,600株（本転換後所有割合37.97%。なお、本公開買付けにより当該38,522,600株の買付け等を行った後に当社が所有することとなる対象者株式（65,922,600株）の本転換後所有割合は64.97%）を上限として本公開買付けを実施いたしますので、対象者の株式は、本公開買付け後も引き続き東京証券取引所市場第一部の上場が維持される予定です。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年7月9日（月曜日）から平成24年8月20日（月曜日）まで（30営業日）
公告日	平成24年7月9日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金1,100円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成24年7月5日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。</p> <p>本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法 : 776円～822円 類似会社比較法 : 623円～861円 DCF法 : 732円～1,226円</p> <p>市場株価平均法では、平成24年7月3日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値822円、直近1週間の終値単純平均値797円、直近1ヶ月間の終値単純平均値779円、直近3ヶ月間の終値単純平均値776円及び当社が森トラストから対象者株式を取得することを公表した2012年2月24日から基準日までの期間の終値単純平均値783円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、776円から822円までと分析しております。</p>

	<p>類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、623円から861円までと分析しております。</p> <p>DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、732円から1,226円までと分析しております。</p> <p>当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果を参考として、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、平成24年7月5日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり1,100円と決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格である1株当たり1,100円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成24年7月4日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値972円に対して13.17%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成24年7月4日までの直近1週間の終値単純平均値835円に対して31.74%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成24年7月4日までの直近1ヶ月の終値単純平均値788円に対して39.59%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成24年7月4日までの直近3ヶ月の終値単純平均値778円に対して41.39%（小数点以下第三位を四捨五入）及び平成24年7月4日までの直近6ヶ月の終値単純平均値736円に対して49.46%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。また、本書提出日の前営業日である平成24年7月6日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値971円に対して13.29%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。</p>
算定の経緯	<p>（本公開買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>当社及び対象者は、平成24年6月以降、両社のより一層の企業価値の向上に資するための施策について、具体的な協議・検討を開始いたしました。</p> <p>当社及び対象者においては、今後も、他の共同店舗開発をはじめ、様々な分野で事業シナジーを追求することが想定される中、両社の事業提携をより深化させ、企業価値のより一層の向上を図るためには、当社の百貨店としてこれまで培ってきた様々な運営ノウハウ及び対象者の都市型商業施設の開発・運営ノウハウのみならず、当社の都心に所有する店舗不動産など、両社の事業の根幹を成す資産や経営資源、ノウハウなどを相互に提供・活用することが必要となる。現状の資本関係のままでは、相互にその事業の根幹を成す資産や経営資源、ノウハウなどを提供することには一定の制約があり、同一グループとなり、より強固な資本関係のもとで協力して双方の事業を進めることが、両社の経営資源の円滑な相互活用につながる。との判断に至りました。</p>

なお、当社及び対象者は、より一層の企業価値向上に資するための具体的施策としては、都心立地の都市型小売事業グループとしての強固な店舗基盤構築による事業基盤の強化、両社の有する自社店舗等の資産を相互に提供・活用し、また、両社のノウハウ提供・活用を通じた店舗の共同開発による商業施設としての競争力の強化、対象者のショッピングセンター運営ノウハウ導入による当社百貨店事業の改革加速、相互の顧客基盤を活用した営業力強化、及び関連事業における協業機会の拡大のような施策が考えられると判断しております。

このように、両社は、当社及び対象者の提携を強化し、双方がお互いの事業の根幹を成す資産や経営資源、ノウハウなどを相互に提供・活用することにより企業価値のより一層の向上を図るために、対象者が当社の連結子会社となることが望ましいとの判断に至ったことから、当社は、平成24年7月5日に、当社が対象者を連結子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。

算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券より提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式の1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法 : 776円～822円

類似会社比較法 : 623円～861円

DCF法 : 732円～1,226円

当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果を参考として、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、平成24年7月5日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり1,100円と決定いたしました。

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）

当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成24年7月5日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法 : 776円～822円

類似会社比較法 : 623円～861円

D C F 法 : 732円～1,226円

市場株価平均法では、平成24年7月3日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値822円、直近1週間の終値単純平均値797円、直近1ヶ月間の終値単純平均値779円、直近3ヶ月間の終値単純平均値776円及び当社が森トラストから対象者株式を取得することを公表した2012年2月24日から基準日までの期間の終値単純平均値783円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、776円から822円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、623円から861円までと分析しております。

D C F 法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、732円から1,226円までと分析しております。

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果を参考として、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、平成24年7月5日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり1,100円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり1,100円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成24年7月4日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値972円に対して13.17%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成24年7月4日までの直近1週間の終値単純平均値835円に対して31.74%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成24年7月4日までの直近1ヶ月の終値単純平均値788円に対して39.59%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成24年7月4日までの直近3ヶ月の終値単純平均値778円に対して41.39%（小数点以下第三位を四捨五入）及び平成24年7月4日までの直近6ヶ月の終値単純平均値736円に対して49.46%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。また、本書提出日の前営業日である平成24年7月6日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値971円に対して13.29%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の適正性を判断するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼したとのことです（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社及び対象者の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しないとのことです。）。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析及びDCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、対象者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成24年7月4日に株式価値算定書を取得したとのことです（なお、対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。）。

上記各手法において分析された対象者の株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析 : 776円から783円

類似会社比較分析 : 543円から981円

DCF分析 : 864円から1,207円

市場株価分析では、平成24年7月3日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の株式の直近1ヶ月の普通取引終値の単純平均値（779円）、直近3ヶ月の普通取引終値の単純平均値（776円）、及び当社が対象者の株式33.2%を森トラストから取得し、持分法適用関連会社化することを公表した平成24年2月24日以降の普通取引終値の単純平均値（783円）を基に、対象者の株式1株当たりの価値の範囲を776円から783円までと分析しているとのことです。

類似会社比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者の株式1株当たりの価値の範囲を543円から981円までと分析しているとのことです。

DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の株式1株当たりの価値の範囲を864円から1,207円までと分析しているとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法・過程について、法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見については、平成24年7月5日開催の取締役会において、対象者の取締役全12名（うち10名は社外取締役）のうち、一身上の都合で欠席した1名及び下記の理由により本公開買付けに関する審議及び決議に参加していない2名を除く取締役9名の全員一致により決議したとのことです。なお、対象者取締役のうち、塚田博人氏は、当社の取締役兼執行役員を、小林泰行氏は、当社の子会社の取締役兼執行役員を兼務していることから、本公開買付け及び本資本業務提携契約に関する取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、上記の賛同決議を含む本公開買付けに関する全ての決議及び本資本業務提携契約の締結に関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議・交渉に参加していないとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者のビジョン、経営方針及び事業を取り巻く環境を総合的に勘案すると、当社との資本業務提携を通じた関係強化は対象者の経営戦略とも合致するものであり、加えて、対象者が安定的な資本関係の下で企業革新に邁進できる環境が整うことは、あらゆるステークホルダーの皆様のご期待に沿うものでもあることから、対象者における持続的な企業価値・株主価値の向上のためには、当社との資本業務提携を通じて、対象者が当社と共に大都市におけるNO.1付加価値提案型商業グループとして、さらなる発展を目指していくことが対象者にとっての最善の選択であるとの認識に至ったとのことです。

対象者は、以上のような対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の株式価値算定書、長島・大野・常松法律事務所からの法的助言、その他の関連資料を踏まえたうえで、平成24年7月5日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件、当社との資本業務提携による当社グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、本資本業務提携契約の締結を決議するとともに、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。なお、本公開買付けは対象者の株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け後も対象者の株式の上場が維持される見込みですので、対象者取締役会は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より取得した株式価値算定書に照らせば、買付価格は妥当と考えられるものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議したとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって公正性を担保しております。

また、当社と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っており、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(3)【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
38,522,600 (株)	- (株)	38,522,600 (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(38,522,600株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(38,522,600株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号、その後の改正を含みます、以下同じ。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	385,226
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月9日現在)(個)(d)	274,000
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月9日現在)(個)(g)	0
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年2月29日現在)(個)(j)	824,322
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	37.98
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	65.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(38,522,600株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月9日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年2月29日現在)(個)(j)」は、対象者が平成24年5月28日に提出した第73期有価証券報告書に記載された平成24年2月29日現在の対象者の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、DBJは、本応募契約に基づき平成24年7月5日付で、平成24年8月1日(但し、DBJが本転換を行う前に公開買付期間が延長された場合には、当該延長後の公開買付期間の最終日(同日を含みません。))から13営業日前にあたる日)までに、その所有している本新株予約権付社債の本転換を行うことを合意しておりますので、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本転換により発行又は交付される対象者株式(18,987,300株)の議決権の数(189,873個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」を1,014,195個として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者株式を取得することはできません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による許可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成24年6月29日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。したがって、本件株式取得に関しては、原則として平成24年7月29日をもって、取得禁止期間は終了する予定です。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、訂正届出書を提出いたします。

(3) 【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。(注1)

野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>) (以下「インターネットサービス」といいます。)にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注2）

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。なお、野村ネット&コールにおいてインターネットサービスを利用して応募した応募株主等に対する受付票の交付は、応募画面上の表示となります。

応募株券等の全部又は一部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

（注1）ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人

<発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 外国人登録原票の記載事項証明書 外国人登録原票の写し
印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証（各種） 運転免許証 住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）

福祉手帳（各種） 外国人登録証明書 旅券（パスポート）

国民年金手帳（平成8年12月31日以前に交付されたもの）

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらかじめ原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人

登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主

外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください(公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。)。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(その他の野村證券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2)契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4)株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	42,374,860,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	300,000,000
その他(c)	15,000,000
合計(a) + (b) + (c)	42,689,860,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(38,522,600株)に本公開買付価格(1株当たり1,100円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	2,000,000
計(a)	2,000,000

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
貸金業	野村キャピタル・インベストメント株式会社 (東京都千代田区大手町二丁目2番2号)	買付け等に要する資金に充当するための借入(注) 弁済期:平成24年9月末日(期限一括返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:なし	43,000,000
計(c)			43,000,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、野村キャピタル・インベストメント株式会社より43,000,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、融資契約書において、本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定です。

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

45,000,000千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】**(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】**

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成24年8月27日(月曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。)

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の上限（38,522,600株）以下の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（38,522,600株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びフないしソ、第2号、第3号イないしチ及びヌ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

また、公開買付期間満了の前日までに、前記「6 株券等の取得に関する許可等」に記載のとおり、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3)【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4)【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2)契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5)【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6)【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7)【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
計			

【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

(2) 【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第5期（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

平成24年5月25日関東財務局長に提出

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第6期第1四半期（自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日）

平成24年7月12日を目処に関東財務局長に提出予定

ハ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成24年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	275,918 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	275,918	-	-
所有株券等の合計数	275,918	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式1,005株を所有しておりますが、すべて自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数1,918個を含めております。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成24年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	274,000 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	274,000	-	-
所有株券等の合計数	274,000	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(3)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成24年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	1,918 (個)		
新株予約権証券	-		
新株予約権付社債券	-		
株券等信託受益証券 ()	-		
株券等預託証券 ()	-		
合計	1,918		
所有株券等の合計数	1,918		
(所有潜在株券等の合計数)	(-)		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式1,005株を所有しておりますが、すべて自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数1,918個を含めております。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成24年7月9日現在)

氏名又は名称	株式会社パルコ
住所又は所在地	東京都渋谷区神泉町8番16号
職業又は事業の内容	ショッピングセンター事業、専門店事業、総合空間事業、その他の事業
連絡先	連絡者 株式会社パルコ 経営企画室 連絡場所 東京都渋谷区神泉町8番16号 電話番号 03-3477-5826
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成24年7月9日現在)

氏名又は名称	伊東 勇
住所又は所在地	東京都渋谷区神泉町8番16号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社パルコ 取締役 取締役会議長
連絡先	連絡者 株式会社パルコ 経営企画室 連絡場所 東京都渋谷区神泉町8番16号 電話番号 03-3477-5826
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年7月9日現在)

氏名又は名称	牧山 浩三
住所又は所在地	東京都渋谷区神泉町 8 番16号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社パルコ 取締役兼代表執行役社長
連絡先	連絡者 株式会社パルコ 経営企画室 連絡場所 東京都渋谷区神泉町 8 番16号 電話番号 03-3477-5826
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年7月9日現在)

氏名又は名称	有富 慶二
住所又は所在地	東京都渋谷区神泉町 8 番16号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社パルコ 社外取締役
連絡先	連絡者 株式会社パルコ 経営企画室 連絡場所 東京都渋谷区神泉町 8 番16号 電話番号 03-3477-5826
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年7月9日現在)

氏名又は名称	大河原 愛子
住所又は所在地	東京都渋谷区神泉町 8 番16号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社パルコ 社外取締役
連絡先	連絡者 株式会社パルコ 経営企画室 連絡場所 東京都渋谷区神泉町 8 番16号 電話番号 03-3477-5826
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年7月9日現在)

氏名又は名称	岩下 正
住所又は所在地	東京都渋谷区神泉町 8 番16号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社パルコ 社外取締役
連絡先	連絡者 株式会社パルコ 経営企画室 連絡場所 東京都渋谷区神泉町 8 番16号 電話番号 03-3477-5826
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年7月9日現在)

氏名又は名称	高橋 廣司
住所又は所在地	東京都渋谷区神泉町 8 番16号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社パルコ 社外取締役
連絡先	連絡者 株式会社パルコ 経営企画室 連絡場所 東京都渋谷区神泉町 8 番16号 電話番号 03-3477-5826
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年7月9日現在)

氏名又は名称	平野 秀一
住所又は所在地	東京都渋谷区神泉町 8 番16号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社パルコ 専務執行役
連絡先	連絡者 株式会社パルコ 経営企画室 連絡場所 東京都渋谷区神泉町 8 番16号 電話番号 03-3477-5826
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年7月9日現在)

氏名又は名称	小嶋 一美
住所又は所在地	東京都渋谷区神泉町 8 番16号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社パルコ 専務執行役
連絡先	連絡者 株式会社パルコ 経営企画室 連絡場所 東京都渋谷区神泉町 8 番16号 電話番号 03-3477-5826
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年7月9日現在)

氏名又は名称	阿部 正明
住所又は所在地	東京都渋谷区神泉町 8 番16号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社パルコ 常務執行役
連絡先	連絡者 株式会社パルコ 経営企画室 連絡場所 東京都渋谷区神泉町 8 番16号 電話番号 03-3477-5826
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年7月9日現在)

氏名又は名称	海永 修司
住所又は所在地	東京都渋谷区神泉町 8 番16号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社パルコ 執行役
連絡先	連絡者 株式会社パルコ 経営企画室 連絡場所 東京都渋谷区神泉町 8 番16号 電話番号 03-3477-5826
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年7月9日現在)

氏名又は名称	山崎 浩一
住所又は所在地	東京都渋谷区神泉町 8 番16号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社パルコ 執行役
連絡先	連絡者 株式会社パルコ 経営企画室 連絡場所 東京都渋谷区神泉町 8 番16号 電話番号 03-3477-5826
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年7月9日現在)

氏名又は名称	今枝 立視
住所又は所在地	東京都渋谷区神泉町 8 番16号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社パルコ 執行役
連絡先	連絡者 株式会社パルコ 経営企画室 連絡場所 東京都渋谷区神泉町 8 番16号 電話番号 03-3477-5826
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年7月9日現在)

氏名又は名称	平井 裕二
住所又は所在地	東京都渋谷区神泉町 8 番16号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社パルコ 執行役
連絡先	連絡者 株式会社パルコ 経営企画室 連絡場所 東京都渋谷区神泉町 8 番16号 電話番号 03-3477-5826
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年7月9日現在)

氏名又は名称	泉水 隆
住所又は所在地	東京都渋谷区神泉町 8 番16号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社パルコ 執行役
連絡先	連絡者 株式会社パルコ 経営企画室 連絡場所 東京都渋谷区神泉町 8 番16号 電話番号 03-3477-5826
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年7月9日現在)

氏名又は名称	浜田 和子
住所又は所在地	東京都渋谷区神泉町 8 番16号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社パルコ 執行役
連絡先	連絡者 株式会社パルコ 経営企画室 連絡場所 東京都渋谷区神泉町 8 番16号 電話番号 03-3477-5826
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年7月9日現在)

氏名又は名称	佐藤 繁義
住所又は所在地	東京都渋谷区神泉町 8 番16号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社パルコ 執行役
連絡先	連絡者 株式会社パルコ 経営企画室 連絡場所 東京都渋谷区神泉町 8 番16号 電話番号 03-3477-5826
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年7月9日現在)

氏名又は名称	野口 秀樹
住所又は所在地	東京都渋谷区神泉町 8 番16号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社パルコ 執行役
連絡先	連絡者 株式会社パルコ 経営企画室 連絡場所 東京都渋谷区神泉町 8 番16号 電話番号 03-3477-5826
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年7月9日現在)

氏名又は名称	井上 肇
住所又は所在地	東京都渋谷区神泉町 8 番16号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社パルコ 執行役
連絡先	連絡者 株式会社パルコ 経営企画室 連絡場所 東京都渋谷区神泉町 8 番16号 電話番号 03-3477-5826
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年7月9日現在)

氏名又は名称	山木 知行
住所又は所在地	東京都渋谷区神泉町 8 番16号 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社パルコ 執行役
連絡先	連絡者 株式会社パルコ 経営企画室 連絡場所 東京都渋谷区神泉町 8 番16号 電話番号 03-3477-5826
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年7月9日現在)

氏名又は名称	橘・フクシマ・咲江
住所又は所在地	東京都中央区八重洲二丁目 1 番 1 号 (公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	J.フロント リテイリング株式会社 社外取締役
連絡先	連絡者 J.フロント リテイリング株式会社 業務統括部総務部秘書担当 連絡場所 東京都中央区八重洲二丁目 1 番 1 号 電話番号 03-6895-0170
公開買付者との関係	公開買付者の役員

【所有株券等の数】

株式会社パルコ

(平成24年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	0 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	0	-	-
所有株券等の合計数	0	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)		

(注) 特別関係者である対象者は、対象者株式1,005株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

伊東 勇

(平成24年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	435 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	435	-	-
所有株券等の合計数	435	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(654株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数6個を含めております。

(注2) 伊東 勇は、小規模所有者に該当いたしますので、伊東 勇の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

牧山 浩三

(平成24年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	126 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	126	-	-
所有株券等の合計数	126	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(438株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数4個を含めております。

(注2) 牧山 浩三は、小規模所有者に該当いたしますので、牧山 浩三の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

有富 慶二

(平成24年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	72(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	72	-	-
所有株券等の合計数	72	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(693株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数6個を含めております。

(注2) 有富 慶二は、小規模所有者に該当いたしますので、有富 慶二の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

大河原 愛子

(平成24年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	20(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	20	-	-
所有株券等の合計数	20	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(745株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数7個を含めております。

(注2) 大河原 愛子は、小規模所有者に該当いたしますので、大河原 愛子の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

岩下 正

(平成24年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	1	-	-
所有株券等の合計数	1	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)		

(注1) 岩下 正は、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式92株(小数点以下切捨て)を保有していますが、議決権が1個に満たないため「所有する株券等の数」には含めておりません。

(注2) 岩下 正は、小規模所有者に該当いたしますので、岩下 正の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

高橋 廣司

(平成24年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	1	-	-
所有株券等の合計数	1	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)		

(注1) 高橋 廣司は、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式92株(小数点以下切捨て)を保有していますが、議決権が1個に満たないため「所有する株券等の数」には含めておりません。

(注2) 高橋 廣司は、小規模所有者に該当いたしますので、高橋 廣司の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

平野 秀一

(平成24年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	101 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	101	-	-
所有株券等の合計数	101	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(183株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数1個を含めております。

(注2) 平野 秀一は、小規模所有者に該当いたしますので、平野 秀一の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

小嶋 一美

(平成24年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	343 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	343	-	-
所有株券等の合計数	343	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(636株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数6個を含めております。

(注2) 小嶋 一美は、小規模所有者に該当いたしますので、小嶋 一美の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

阿部 正明

(平成24年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	119 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	119	-	-
所有株券等の合計数	119	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(937株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数9個を含めております。

(注2) 阿部 正明は、小規模所有者に該当いたしますので、阿部 正明の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

海永 修司

(平成24年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	176 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	176	-	-
所有株券等の合計数	176	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(647株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数6個を含めております。

(注2) 海永 修司は、小規模所有者に該当いたしますので、海永 修司の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

山崎 浩一

(平成24年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	62 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	62	-	-
所有株券等の合計数	62	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(653株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数6個を含めております。

(注2) 山崎 浩一は、小規模所有者に該当いたしますので、山崎 浩一の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

今枝 立視

(平成24年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	55 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	55	-	-
所有株券等の合計数	55	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(622株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数6個を含めております。

(注2) 今枝 立視は、小規模所有者に該当いたしますので、今枝 立視の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

平井 裕二

(平成24年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	72 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	72	-	-
所有株券等の合計数	72	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(230株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数2個を含めております。

(注2) 平井 裕二は、小規模所有者に該当いたしますので、平井 裕二の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

泉水 隆

(平成24年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	47 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	47	-	-
所有株券等の合計数	47	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(630株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数6個を含めております。

(注2) 泉水 隆は、小規模所有者に該当いたしますので、泉水 隆の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

浜田 和子

(平成24年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	80 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	80	-	-
所有株券等の合計数	80	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(647株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数6個を含めております。

(注2) 浜田 和子は、小規模所有者に該当いたしますので、浜田 和子の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

佐藤 繁義

(平成24年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	36 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	36	-	-
所有株券等の合計数	36	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(647株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数6個を含めております。

(注2) 佐藤 繁義は、小規模所有者に該当いたしますので、佐藤 繁義の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

野口 秀樹

(平成24年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	28 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	28	-	-
所有株券等の合計数	28	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(689株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数6個を含めております。

(注2) 野口 秀樹は、小規模所有者に該当いたしますので、野口 秀樹の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

井上 肇

(平成24年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	111 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	111	-	-
所有株券等の合計数	111	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(692株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数6個を含めております。

(注2) 井上 肇は、小規模所有者に該当いたしますので、井上 肇の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

山木 知行

(平成24年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	29(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	29	-	-
所有株券等の合計数	29	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(622株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数6個を含めております。

(注2) 山木 知行は、小規模所有者に該当いたしますので、山木 知行の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

橘・フクシマ・咲江

(平成24年7月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	4(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	4	-	-
所有株券等の合計数	4	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)		

(注) 橘・フクシマ・咲江は、小規模所有者に該当いたしますので、橘・フクシマ・咲江の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(1) 本応募契約

当社は、本公開買付けにあたり、DBJとの間で、平成24年7月5日付で本応募契約を締結し、(i)DBJが、平成24年8月1日(但し、DBJが本転換を行う前に公開買付期間が延長された場合には、当該延長後の公開買付期間の最終日(同日を含みません。)から13営業日前にあたる日)までに、その所有している本新株予約権付社債の本転換を行うこと、及び(ii)本転換により発行又は交付された株式18,987,300株(本転換後所有割合18.71%)を全て本公開買付けに応募することを合意しております。

その他、本応募契約の概要は以下のとおりです。

(a) DBJの義務の履行の前提条件等

DBJの上記(ii)の義務の履行は、本応募を行う日において、法その他適用ある法令に従い、本公開買付けの開始に必要な全ての手続がとられており、本公開買付けが本応募契約の規定に従って開始されていること、

対象者の取締役会による本公開買付けに賛同する旨の意見表明がなされており、かつ、かかる意見表明が撤回又は変更されていないこと、並びに 当社について、本応募契約に定める本応募契約締結日における表明及び保証(注)又は本応募契約に定める義務(下記(d)をご参照下さい。)の重大な違反が存在しないことが全て充足されたことを前提条件としています。但し、DBJはその任意の裁量により、上記の前提条件のいずれをも放棄することができますとされており、DBJは、上記の前提条件を充足しない場合も本公開買付けに応募することができます。なお、本応募後、公開買付期間中に上記の条件のいずれかが充足されないことが明らかとなった場合には、DBJは本応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除することができます。また、DBJが下記(b)に違反した場合を除き、公開買付期間の末日までの間に、当社以外の者による対象者の株式を対象とする公開買付けその他対象者の株式の買付けに係る法的拘束力のある申出等がなされた場合等で、本応募がDBJの取締役の善管注意義務に違反するおそれがあるものと客観的かつ合理的に判断される場合は、DBJは、かかる第三者の申出等を当社に対して通知し、DBJ及び当社は、本公開買付けの条件の変更等を含めて対応について協議するものとし、当該通知後10営業日以内(ただし公開買付期間の末日の前営業日を協議の最終期日とします。)に協議が調わない場合には、DBJは本公開買付けに応募せず、又は本応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除することができますとされています。

(b) DBJの誓約事項

DBJは、本応募契約締結日以降本公開買付けが終了するまでの間、直接又は間接に、当社以外の第三者との間で、対象者の株式及び/又は新株予約権付社債を対象とする公開買付けの実施その他の本公開買付けと競合・矛盾・抵触し又はそのおそれのある行為に関する提案、勧誘、情報提供、協議等を一切行わないものとされています。

(c) DBJによる本応募契約の解除

DBJは、上記(a)記載の前提条件が充足しないことが明らかになった場合、当社による表明及び保証(注)の重大な違反が判明した場合、当社が本応募契約上の重要な義務(下記(d)をご参照下さい。)に違反した場合、又は当社が適用法令に従い本公開買付けを撤回した場合、本公開買付けを開始しないことを決定した場合若しくは平成24年7月末日までに本公開買付けを開始しなかった場合には、当社に対する書面による通知により、本応募契約を直ちに解除することができるものとされています。なお、本応募契約の解除(上記に基づく解除を除きます。)にかかわらず、上記(i)のDBJの義務は、なお効力を有するものとし、DBJは、本応募契約の解除にかかわらず、上記(i)のDBJの義務に基づき本転換を行うものとされています。

(d) その他

上記の他、当社及びDBJは、秘密保持義務、契約上の地位又は権利義務の譲渡等の禁止等の義務を負っていません。

(注)本応募契約において、当社は、本応募契約締結日及び本公開買付けの決済開始日において、当社の適法・有効な設立及び存続、本応募契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに必要な手続の履践、本応募契約の法的拘束力、本応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得・法令等上の手続の履践、本応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、本公開買付けにおける買付け等に要する資金の支払に足る十分な資金調達、並びに対象者株式につき直ちに転売する予定の不存在を表明及び保証しております。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者のビジョン、経営方針及び事業を取り巻く環境を総合的に勘案すると、当社との資本業務提携を通じた関係強化は対象者の経営戦略とも合致するものであり、加えて、対象者が安定的な資本関係の下で企業革新に邁進できる環境が整うことは、あらゆるステークホルダーの皆様のご期待に沿うものでもあることから、対象者における持続的な企業価値・株主価値の向上のためには、当社との資本業務提携を通じて、対象者が当社と共に大都市におけるNO.1付加価値提案型商業グループとして、さらなる発展を目指していくことが対象者にとっての最善の選択であるとの認識に至ったとのことです。

対象者は、以上のような対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券並びに対象者における独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所からの助言等を踏まえたうえで、平成24年7月5日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件、当社との資本業務提携による当社グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、本資本業務提携契約の締結を決議するとともに、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。なお、本公開買付けは対象者の株式の上場廃止を企図したのではなく、現時点において、本公開買付け後も対象者の株式の上場が維持される見込みですので、対象者取締役会は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より取得した株式価値算定書に照らせば、買付価格は妥当と考えられるものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議したとのことです。

(2) 当社及び対象者は、平成24年7月5日付で本資本業務提携契約を締結しています。

本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

(a) 目的

当社及び対象者は、共に高質で付加価値の高い小売ビジネスを志向する両社が、それぞれの店舗基盤、顧客基盤を相互に有効活用することで、両社の企業価値の向上を実現するために、本公開買付けが成立し、対象者が当社の連結子会社に該当することとなることを前提として、本資本業務提携契約の各条項に合意する。当社は、当該資本業務提携に際しては、対象者の企業価値創造の源泉が対象者の経営における自主性とこれに裏付けられた対象者の役員及び従業員の自主性及び創造性にあることを理解し、対象者の経営における自主性を尊重するものとする。

(b) 資本提携及び業務提携の内容

対象者は、本公開買付けに対し賛同する旨の意見を決議の上、当該賛同意見を公表する（同日付での適時開示による公表のほか、意見表明報告書の提出を含む。）ものとし、これを撤回又は変更しない。但し、これを撤回又は変更しないことが対象者の取締役の取締役としての義務に違反する場合はこの限りではない。

当社及び対象者は、以下に掲げる事項に関する両社間の提携・協力の詳細（具体的内容・条件・時期等）について、誠実に協議のうえ、以下に掲げる事項の実現・遂行に向けて誠実に取り組むものとする。

- ・小売事業グループとしての事業基盤の強化
- ・両社のノウハウ提供・活用を通じた商業施設としての競争力の強化
- ・相互の顧客基盤を活用した営業力強化
- ・関連事業における協業機会の拡大
- ・その他両社が合意する事項

(c) 対象者株式の買増しの禁止等

- ・当社は、本公開買付けの完了後、対象者の同意なく対象者の株式を買い増してはならない。
- ・当社は、本資本業務提携契約の有効期間中、対象者の株式の上場が維持されるよう可能な限り努力する。
- ・当社が対象者の株式を処分する場合には、その時期、方法及び相手方について予め対象者の同意を得なければならない。

(d) 対象者の経営体制

- ・当社は、対象者の委員会設置会社によるガバナンス体制を維持するものとする。
- ・対象者の取締役会の構成について、取締役の半数以上は、独立社外取締役とし、当社より指名する取締役を対象者の取締役会の過半数となる最小限の数とする。独立社外取締役以外の取締役のうち、当社が指名する取締役と対象者出身者である取締役は同数とする。

・委員会

対象者の指名委員会及び報酬委員会の委員は、その過半数を独立社外取締役とし、対象者代表執行役社長を兼務する取締役を含むものとする。

・対象者の執行体制

代表執行役は対象者出身者である取締役とする。当社は、対象者の組織・執行体制については対象者の判断を尊重する。

・適用時期

上記の経営体制は、平成25年5月に開催予定の第74期定時株主総会から適用されるものとし、当社及び対象者は、それまでの間、本資本業務提携契約締結日時点の経営体制を積極的に変更しないものとする。

(e) 対象者ブランドの維持

当社は、対象者ブランドの価値を認め、対象者ブランドを維持し、これを変更しない。当社は、対象者ブランドの管理及び使用については対象者の経営判断に委ねる。

(f) 人員交流

当社及び対象者の間で行われる人員交流は、双方協議のうえ合意に基づき行うものとする。

(g) 雇用体系

当社は、対象者における本資本業務提携契約締結日時点の雇用関係、雇用条件及び雇用慣行を尊重する。

(h) 対象者の独自判断事項等

- ・対象者は、M&A、資産の取得・処分、開発等のうち東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき適時開示義務を負うものを行う場合、又は対象者の株式、新株予約権等、希薄化を伴う資本政策を実行する場合は、事前に当社の承諾を得ることを要する。
- ・対象者は、M&A、資産の取得・処分、開発等のうち1件当たり、10億円以上の支出、若しくは収入を伴うもの、10億円以上の資産の取得若しくは処分、又はその他対象者の税金等調整前当期純利益に5億円以上の影響をもたらす行為を実行する場合は、当社に事前に報告し、当社から要求があった場合は当社と協議を行うものとする。
- ・当社は、対象者の顧客政策及び営業政策を尊重する。
- ・当社は、対象者の既存の取引関係、提携関係を尊重する。
- ・当社と対象者の間で行われる取引については、独立当事者間の取引条件と同等の取引条件に基づいて行われることを確保するものとする。

(i) その他

上記の他、当社及び対象者は、秘密保持義務、契約上の地位又は権利義務の処分の禁止等の義務を負う。

(j) 本資本業務提携契約の有効期間

本資本業務提携契約の有効期間は、対象者が当社の連結子会社に該当することとなることを停止条件として、本公開買付けの決済日に開始し（但し、上記(b)、(h)及び(i)の有効期間は、本資本業務提携契約締結をもって同締結時点から開始し）、本公開買付けの決済日から5年間継続する。その後については当社及び対象者で誠実に協議するものとする。上記にかかわらず、上記(e)に定める当社の義務は、本資本業務提携契約期間終了後も、当該合意が解除されるまでの間、存続する。

本資本業務提携契約は、下記の事由のいずれかが生じた場合に終了する。

- ・当社及び対象者が契約の解除に合意したとき
- ・当社又は対象者が本資本業務提携契約の定めいずれかに違反し、相手方当事者が30日前の通知をしたにもかかわらず、当該違反が是正されないまま30日を経過したとき
- ・対象者が当社の連結子会社に該当しなくなったとき

また、本資本業務提携契約の有効期間中、対象者の平成24年2月期の業績及び配当水準と比較して、対象者の業績又は配当水準の大幅な悪化が生じた場合（但し、天変地異、政争、テロ、経済状況又は小売業界全体の業績の悪化その他対象者の支配の及ばない事由による場合を除く。）には、当社及び対象者は、本資本業務提携契約の内容及び期間について誠実に協議する（但し、その期間は30日を超えないものとする。）。当該協議を経た後で、対象者の業績又は配当水準が平成24年2月期の業績又は配当水準と同じ水準までの改善が見込まれないと当社が合理的に判断した場合には、当社は、本資本業務提携契約を終了させることができる。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益（当期純損失）			

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2 【株価の状況】

（単位：円）

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
	平成24年1 月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高株価	635	923	825	870	795	798	982
最低株価	571	609	765	782	711	755	797

（注）平成24年7月については、7月6日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）							単元未満 株式の状 況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人その 他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数 (単元)									
所有株式数 の割合(%)							100		

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第72期（自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日）

平成23年5月30日関東財務局長に提出

事業年度 第73期（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

平成24年5月28日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第74期第1四半期（自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日）

対象者によれば、平成24年7月13日までに関東財務局長に提出予定とのことです。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

5 【その他】

該当事項はありません。